

第 13 回 吉野町子ども・子育て会議

会 議 要 旨

■日時：令和 2 年 1 年 14 日（火） 午後 7 時 00 分～午後 8 時 30 分

■場所：吉野町中央公民館 2 階 第 3 研修室

■出席者：

	氏名	所属・役職名等
1	小林 竜男	わかばこども園保護者代表
2	杉村 智子	帝塚山大学 教育学部こども教育学科 教授
3	角田 哲典	小中学校長代表
4	中前 照美	よしのこども園長
5	林 豊子	公募委員
6	東平 利次	吉野町民生主任児童委員代表
7	森本 展代	わかばこども園長
8	藪坂 眞佐	吉野町議会議員
9	山本 春洋	吉野町区長連合会代表

■配付資料

第 13 回 吉野町子ども・子育て会議 次第

第 2 期吉野町子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメントの意見募集について

第 2 期吉野町子ども・子育て支援事業計画 素案

【はじめに】

こんばんは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。定刻より少し早いですが、皆さまお集まりのようなので始めさせていただきたいと思います。

ただいまより第 13 回吉野町子ども・子育て会議を開催させていただきたいと思います。私は本日の司会をさせていただきます教育委員会事務局の門西です。よろしく申し上げます。

なお、後日、議事録を作成させていただくために会議の様子を録音させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。また、記録の保存のために事務局で会議風景の写真を撮らせていただきます。撮影した写真は町のホームページ、フェイスブック、広報等に使用さ

せていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

資料確認

(事務局)

吉野町教育委員会、森本教育長から挨拶いただきます

【森本教育長】

皆さん、こんばんは。あっという間に日が過ぎまして1月も半ばになりました。遅ればせながらではございますが、新年明けましておめでとうございます。去年は子ども・子育て会議でいろいろとご審議いただきましてありがとうございます。本年もどうぞよろしくお祈いします。

昨年6月25日に今年度の第1回目の会議を開催し、そこで子ども・子育て支援事業計画の策定についての諮問をさせていただきました。まずはアンケートを元にご審議いただいたわけですが、その後、より多くの関係者の皆さまから意見をもらおうということで意見聴取等いろいろとしていただきました。

そして10月30日に2回目の会議を開催し、そこで素案を元にいろいろとご検討いただきました。その中でさらにより深い審議をするため、町民の皆さま方にもパブリックコメントというかたちでご意見を求めてはどうかというご提案をいただき、会長先生、事務局そして委員の皆さま方のほうにもお話をさせていただいて、今回、新たに第3回目の会議を開催することとなりました。本当にありがとうございます。

今年は比較的暖かく、子どもと朝から歩いていても白い息が見えることは少なかったのですが、今日は顔を見たら、寒いなど声を掛け合うような感じで、吐いた息も真っ白になっているような状況でした。でも子どもたちは元気で寒さに負けず、こちらがコートをかがめながら子どもたちの後ろをついていくような格好でしたが、子どもたちは元気にわいわいしゃべりながら登校していました。

その様子を見ながら、町民の皆さん方が安心して子育てができるような状況を私どもは作っていかねばならないということで、今回、ここでご審議いただいております子ども・子育て支援事業計画を、町民の皆さんが安心できる吉野町になりますようにご審議のほどよろしくお祈いします。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。この後、どうぞよろしくお祈いします。

【出席委員数報告】

ここで事務局より本日の出席委員数を報告いたします。

本日の出席委員数は11名中9名です。水本委員、玉井委員から欠席のご連絡をいただいています。

(事務局)

会議条例第6条第2項の規定に基づき、定足数に達していますので、会議は成立しています。

(事務局)

続きまして、開会にあたり、杉村会長よりご挨拶いただきます。

【杉村会長挨拶】

皆さま、こんばんは。本日はお足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。今回、いよいよ事業計画の策定の大詰めとなってまいりました。前回までさまざまなご意見をいただき、よりよいものになってきたかと思えます。

パブリックコメントということで、再度、ご検討いただき、よりよい計画にしていきたいと思えます。皆さま、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(事務局)

それではこれより次第4. 議事に移らせていただきます。杉村会長、よろしくお願いいたします。

【議事】

今回の議事録について署名委員を指名させていただきます。今回は林委員と東平委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは議事に入ります。議事1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の検討を議事いたします。前回の会議において、第2期子ども・子育て支援計画素案の第5章計画の目標値の修正及び意見等を反映いただけるよう事務局にお願いして終わっていたと思えます。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

第2期子ども・子育て支援計画素案、第5章計画の目標値の修正及び意見等について報告。

(会長)

前回からの修正点と新しく数値が入っています。ただいまのご説明について疑問点があればご発言ください。追加説明、補足説明が必要な点、その他ご意見等についてこれから審議に入りたいと思えます。

(委員)

お叱りを受けそうなほどのものすごく初歩的な質問です。私が理解できていないというこ

とが分かったのですが、例えば、関連施策があつて、令和何年度の見込み数まで載っているということは、これは今年の3月31日で終わるということですよね。この取組は全部継続しますよという文言がほぼ全てのところにありません。来年度以降も継続するということはどこに書かれているのでしょうか。

(事務局)

例えば、35、36ページの事業が継続される見込み数が後のところで出てこないというご質問だと思いますが。

(委員)

関連施策が全てそうだと思うんです。関連施策の一番後ろに1行でも「今後継続する内容です」といった文言があれば分かるのですが、具体的な施策がどこにも出てきません。

(事務局)

関連施策のところに施策名と事業内容と実績値というかたちで、令和元年度から3カ年を記載しています。これも継続していくと。関連施策に挙げている事業を今後5年間、実施していきますので、その辺りが分かるように記載したいと思います。

(委員)

関連事業でいいので入れていただいたほうがいいと思います。せっかくアプリが動き出しているのに、それが以降、どこにつながっていくのか分かりませんので、明記されているほうが分かりやすいと思います。

(事務局)

継続という言葉を入れさせていただきます。

(会長)

他にご意見ございませんか。

(委員)

43ページ、いじめと不登校に対する対応についてですが、スクールカウンセラーについて書かれていますが、どのような相談があつたか分かりませんか。

(事務局)

相談内容については公表していません。各学校、町の教育委員会で把握するのみです。

(委員)

児童から自分から相談したいと申し出るのですか。

(事務局)

そういうケースもありますし、保護者から相談したいという申し入れがあったら時間を取って相談を受ける場合もあります。

(会長)

分からないことは何でもご質問いただくと非常にありがたいです。引き続きよろしく申し上げます。

(委員)

昨年、悩んでおられる方がおられたのですが、その方は学校で相談を受けるのは嫌だということでしたので教育委員会に相談したらカウンセラーが月に1回から2回、公民館に来てくださっているということをお教えいただきました。ただそういう情報が保護者の方へは伝わっていません。相談体制がすごく充実しているのに、それを必要とする保護者にピンポイントで情報が届いていないということをおすごく残念に思います。いじめ等がありますから、今後もこれは充実させなければならないという方向と受け止めていますが、この受け止め方で大丈夫ですか。それは中山先生におたずねしたらいいのでしょうか。

(事務局)

そういう受け止め方で大丈夫です。今年度は4月と9月に小学校や園を通して周知しました。広報にも載せていますが、なかなか目を通していただけないという部分もありますので、今後周知の仕方を考えていきます。

(委員)

一斉配信のようなかたちで今月は何日にここで相談を受け付けているという情報が発信できたらいいのかなと思いました。

配置回数が42～46回だったのが令和元年度は36回と減っています。こんな状況だと令和2年度以降どうなるんだろうなと思いました。広く皆さんの悩みをすくい上げるようなことができればいいなと思えます。この辺りが気になりました。体制の充実をお願いします。

(委員)

スクールカウンセラーの欄と子育て相談の欄について、例えば、スクールカウンセラーだと相談者が73人とありますが、これは児童が73人でしょうか。親も含めての数ですか。

(事務局)

親も含めた数です。

(委員)

子育て相談は親だけの数ですか。

(委員)

子育て相談は基本的に保護者が対象です。

(委員)

児童がきちんと自分で言えているのかなど。先生には言いづらいでしょうし、恐らく親にも言いづらいと思います。それがどのぐらいの割合できちんと言えているのかなという点がすごく気になりました。親がいじめに遭っているんじゃないかと言っているだけかもしれないし、親に本当のことを言えなくて誰に言ったらいいか分からない状態かもしれない。児童が思っていることをどのぐらいの割合でちゃんと言えているのかなと思いました。

(事務局)

相談件数の内訳と言いますか、スクールカウンセラーには内容に関する守秘義務がございますので公表することはできませんが、例えば、保護者からの相談、児童からの相談、両方からの相談といった相談件数の内訳を表示することができれば体制の見直し、相談事業の周知ができると思います。

母子手帳でアプリ化ができるので、スクールカウンセラーの相談の周知の仕方についても検討の余地はあるのではないかとご意見かと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(事務局)

ここには教育相談というかたちで挙げていますが、いじめ、不登校、引きこもり等ということで、教育相談、子育て相談だけがそういうことに対応しているということではなく、まず基本となるのが学校、学校の中でも一斉にアンケート調査をして、子どもたちがそういう思いをしていないかどうかを各学校によって定期的に回数もそれぞれの実態に合わせて実施し、そのアンケートであがってきた内容について個々の子どもたちがどういう状況なのか聞き、そういうことであればそうしていこうかというかたちでいろいろと個々の子どもたちの話を聞いています。

そのような学校の取組の上に、さらにもう一つ大きなセーフティーネットを張るといような意味で、そこには臨床心理士の専門的な立場からいじめ等のことだけではなく、人間関係や不登校の悩みに対応すると。不登校というのは、自分がなぜその状況に陥っているのかが分からないという中で、やはり専門的な立場からその状況を聞き取る中で、子どもの気持ちを整理し、自分はこうやねんなど自然に気付いていく。そういう対応をしていただいています。

あるいは今、特に発達障害等で相手の気持ちが読み取りにくく、そのために人との関わりがうまくできない子どももいます。そういうところについても、その子どもに対して、保護者としてどのような対応をしていけば子どもの成長につながるかということもお話ししていただいたり、さまざまなことに取り組んでいただいています。

教育相談、子育て相談を専門的な立場からしていただいていますし、それ以外にも学校側からいじめの話も含めて、また発達障害等の子どもたち、保護者とのやりとりの中で教育相談に行ってお話しされたらどうでしょうかと案内することもあります。

教育相談（スクールカウンセラー）については、現在、吉野町には2校の小学校がありますが、学校の先生の相談にも乗っていただきますし、保護者の相談にも乗っていただいています。時には子どもの話も聞いていただけるというような事業が教育相談（スクールカウンセラー）の施策です。

子育て相談については、どなたでも結構ですよ。学校で話がしにくいという方はここへ来ていただいてもいいし、また引きこもりの方でありますと年齢的にも20歳を超えて大人になっている方もおられると思います。そういう方々についても相談に来ていただくことができます。

小学校のスクールカウンセラーと子育て相談に入っている臨床心理士の先生は同じ方です。教育相談が42回、46回、37回というかたちで減っていますが、今年、カウンセラーの方が代わられたため、当初、学校の実情をつかんでいただくために回数が少なくなっています。まずは学校の実情をつかんでいただいて、先生方とコミュニケーションを取っていただいてから次へ入っていただくということになっていました。そういった実情があるかなと思います。

（会長）

ただいまの説明でよろしいでしょうか。子育て相談とスクールカウンセラーには同じ方が入っていただいているということです。スクールカウンセラーは小学校を起点とした相談内容ということで、先ほどのご意見にあった公民館での相談というのは下段の子育て相談事業ということでしょうか。

（委員）

はい。年齢的に学校と関わりない方でも相談していただけます。

(会長)

他にご意見いかがでしょうか。

(委員)

今回、意見聴取していただいてかなり切実な意見が出ています。意見を出してくださった方が、計画が冊子としてあがってきた時に自分たちの意見がこういうかたちで来年度から施策として出ていくんだと思えるような冊子であってほしいと思います。そうしたら声を挙げればこういうかたちで実現していくんだということで計画を立てた意味が保護者にも伝わると思います。

例えば、20 ページ、公民館・龍門文庫・役場に行くときの駐車場が河原では子連れの場合、大変という意見がありますが、こういった切実なご要望がずっと出されています。この辺りはものすごく大事なことです。教育委員会がどうこうするというのではなく、他の担当課も含めて、こういったことは子育て支援計画の中に位置付けていって、庁内の連携というところでは問題として取り上げてもらったほうが前に進みやすいと思います。公民館にこんなニーズがありますということではなく、子育て支援では絶対に必要な場面だと思えます。

他にも園児の家庭環境について感じるということ、保育教諭の皆さんたちがおっしゃっている過保護、過干渉、放任、無関心の家庭もみられるという深刻な問題は、ではこの計画の何ページのどこに生きてきているのかといったつながりが分かるといいと思います。

21 ページ、学童指導員の方たちの悩みもそうですが、利用している子どもたちが過ごしやすいスペースがない、保護者の方と相談等に使えるスペースが欲しいとか、そういった生の声があがってきていますが、計画の中の学童保育の環境の充実の中に入れてもらったからこういうお声が生きてくると思います。それが3年後、5年後には完成しているというような。

公共の場であかちゃんたちを云々というところで、ベビーベッドを置いてほしいという声に対しても数値目標を出せると思います。例えば、町内の公共の場にベビーベッドを10カ所あればいいなということになれば、年度ごとに2カ所ずつ増やしていくといったかたちで具体的に実現する道筋を示すとよいと思います。その辺りをぜひ計画に盛り込んでもらえたらなと思います。今から無理でしょうか。

(事務局)

おっしゃっていただいたご意見はもっともだと思えますが、この計画は施策の展開のところと子ども支援事業の計画の目標数値ということで、町全体の大きな施策の内容を記載しています。いただいているご意見は個人のお考えということで非常に貴重なご意見、生の声ということは認識していますが、その1つ1つに対応した内容を記載するのは個別内容というかたちのため難しいのではないかと考えています。

事業の取組の中で声を生かしていくといったかたちで各担当部署で情報共有をしていくというところは非常に重要なところかと思えます。今回の計画の内容を課題として認識し、それぞれの事業の中に取組を生かしていくというところで対応をしていく必要があると考えています。

いただいたご意見1つ1つに対して細かく計画の内容を対応するかたちで記載することはボリューム的にも難しいと考えています。

(会長)

今回、こういうかたちで生の声が記載されたということで問題点を共有できて、計画の細かいところに反映していこうということだと受け止めますが、それで大丈夫ですか。

(委員)

71ページに学童保育事業で事業内容がありますね。これでは今やっている学童保育から一歩も出ません。せっきく71ページの学童保育事業を載せているのですから、学童保育の環境を改善しますといった文言を入れてもらったら聞き取りした意見が生きてくるのではないかと思います。おっしゃっていることはよく分かるのですが、具体的にベビーベッドをどこかに置くなど目に見えるかたちで示したほうが良いと思います。従来のものを引き継いでいるのなら5年後の計画とはならないと思いますので、その辺りを文言として入れていただいたらいいのではないかと思います。事業内容で入れられるところにはもっとざくっとした表現でも構いませんので、環境の充実という1項目が入るだけで、それぞれ担当課で考えてもらえることができると思います。

(事務局)

検討させていただきます。

(会長)

他にご意見いかがでしょうか。それではただいま審議しました内容で、事務局のほうに案の修正をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

ただいまちょうだいしました意見と説明いただきました修正案を併せて事務局に修正をお願いしたいと思います。

(事務局)

本日、委員の皆さまからいただいたご意見を集約し、変更、修正したものをパブリックコメントの資料といたします。パブリックコメント終了後、再度、変更、修正した最終計画を次回の会議で確認していただきます。

(会長)

ありがとうございました。本日の議事は以上になります。各委員の皆さま、事務局の方から何かありましたらよろしく申し上げます。

【パブリックコメントについて説明】

(事務局)

第2期吉野町子ども・子育て支援事業計画(案)パブリックコメントの意見募集について説明。

(委員)

パブリックコメントを求めるといことはどのように周知されるのですか。

(事務局)

ホームページに閲覧場所はこちらですというかたちで周知したいと思っています。

(委員)

できれば広報の2月号にパブリックコメントを募集していますというかたちでいいので載せてはいかがでしょうか。2月号は2月1日以前に届きますので間に合うと思います。吉野町のホームページは見づらくて不人気ですから、わざわざホームページを開く人は少ないと思いますので、パブリックコメント募集までたどり着きません。本当は折り込み広告を入れてくれたらうれしいです。

(事務局)

できましたら広報に載せたいと思いますが、広報の締め切りの加減がありますので、調整したいと思います。

(委員)

4～5日前であれば広報に載せてもらえると思います。

(事務局)

もしできない場合でも文字放送にも載せて周知したいと思います。広報は広報全体の締め切り期限がありますので、そこを精査します。

(委員)

文字ニュースは見る人が非常に少ないです。高齢者の方しか見ませんので。

(事務局)

広報は間に合うかどうか確認させていただきます。

(会長)

周知の仕方等について確認願います。他にパブリックコメントについてご質問等ございませんか。何もないようであれば、以上をもちまして本日の議事は全て終了しました。事務局から連絡事項等ありましたらよろしく願います。

【その他について】

(事務局)

次回の会議は3月に開催を予定しています。日程については追って郵送にてご連絡させていただきたいと思えます。また、会議録についてはできあがり次第、各委員の皆さまに送付させていただきます。皆さまの確認が取れ次第、公開させていただきます。よろしく願います。以上です。

(会長)

他にご意見ございませんか。それではありがとうございました。本日、雨の中、どうもありがとうございました。貴重な意見をたまわり、計画(案)もより充実したものになってきたかと思えます。パブリックコメントを募りまして、より広く皆さまからご意見をいただき、最終案を作成していきたいと思えます。

それでは本日はありがとうございました。

(事務局)

本日の会議はこれにて閉会とします。皆さま、どうもありがとうございました。

(終了)